

革命家F・L・ヴァイディヒの考察 ——戦術としての自由主義——

加藤 智也

0 はじめに

ビューヒナーとヴァイディヒFriedrich Ludwig Weidig (1791-1837) の関係をよく表すエピソードとして、ヴァイディヒが『ヘッセンの急使』 *Der Hessische Landbote* (以下、『急使』) にある「金持ち」 *die Reichen* という表現を「高貴な人々」 *die Vornehmen* に修正し、ビューヒナーがこの行為に憤慨したという一件が挙げられる。この出来事は、両革命家がそれぞれ社会問題の原因を物質的利害関係に見ていたのか、あるいは階級構造に見ていたのかといった、革命観の根本を問う際の手掛かりを、のちの研究者に与えることとなった。ところが、彼らをどの段階の革命家に「分類」すべきなのかについての議論は未だ収束していない。したがって、本稿もこれをテーマとする。しかし、考察対象はビューヒナーではなく、ヴァイディヒに限定する。

1970年代前半までのこの人物に関する議論は、ヴァイディヒが自らの政治的立場を曖昧にした¹⁾ことを受け、不活発なままであった。その後、70年代後半になると、T・M・マイヤーの登場により議論は一時活発化したものの、その後長く低迷が続いている。だが、筆者は、これまでに入手した資料に当たることにより、ヴァイディヒが三月前期の西南ドイツの広域において反体制運動を指揮した領袖であり、政治運動上ビューヒナーよりも重要な人物であった、との見解に至った。また、このことを前提とすれば、もはやビューヒナーの政治運動は実質的には主体的なものとは言えず、ヴァイディヒの計

¹⁾ 例えば、A・ベッカーは「ネルナー訴訟記録」において次のように証言している。「彼（ヴァイディヒ）の原則は、いつか炎を燃えあがらせるつもりなら、どんなに小さな革命の火種であっても集めておかなければならないというものでした。彼は共和主義者の間では共和主義的になり、立憲主義者の間では立憲主義的でした。」 Vgl. August Becker: Verhör vom 1. September 1837. In: Georg Büchner. *Der Hessische Landbote*. In: *Marburger Ausgabe*. Band 2. 2. *Dokumente und Quellen* (=MA2.) Hrsg. v. Burghard Dedner. Darmstadt (Wissenschaftliche Buchgesellschaft). 2013, S. 88.

画に従属していたと判断せざるを得なくなった。したがって、革命家ビューヒナーの実態を客観的に考察するには、まずはヴァイディヒに関する研究が不可欠なのである。その意味において、本稿では、この人物が自由主義者（立憲君主主義者）であったのか、それとも民主主義者（共和主義者）であったのか²⁾、を考察する。

しかし、その考察は容易ではない。当時の政治運動はすでに協会活動が中心となっており、それに伴う党派も発生していたことから、組織内で個人の意見を主張し尽くすには限界があった。ヴァイディヒもこの環境に縛られていたため、最終目的を公言することで生じる党派間の軋轢を恐れ、中立的姿勢を保つことを余儀なくされていた³⁾。したがって、資料として残された彼

²⁾ 村上俊介著『市民社会と協会運動—交差する1848/49年革命研究と市民社会論』御茶の水書房2003年123頁。オットー・ダン著 末川清・姫岡とし子・高橋秀寿訳『ドイツ国民とナショナリズム1770-1990』名古屋大学出版会1999年74-75頁参照。ここで、19世紀前半の政治的党派について概念を規定しておきたい。1810年代にすでに党派は存在したものの、その主義主張においては未分化な状態であった。ところが、1848/49年の三月革命期になると「労働者協会、民主協会、立憲協会、カトリック協会（ピウス協会）、保守協会」のように5つのグループに分けられるようになった。ヴァイディヒが活躍した1830年代は概ねこれに至る過渡期であったと推測される。したがって、注1)のベッカー証言にある「立憲主義者」とは「立憲協会」の前段階の集団であり、「共和主義者」とは「民主協会」の前段階の集団を意味すると言えよう。それぞれの特徴を述べると、「民主協会」は急進的な自由主義者（リベラーレ）を含みながらも、共和主義者を最左派とするグループであり、「立憲協会」は立憲君主制の範囲内での改革を目的とする穏健な自由主義者（リベラーレ）の集団であった。また、歴史学者のオットー・ダンは「自由主義」と「民主主義」の区別を行っている。その中で、自由主義者は「政治面ではナポレオン支配の時代とりわけ1813年から15年までの事件に強い影響を受けていた」とした上で、彼らの運動の基盤は個別の領邦であったとしている。そして、国民主権をある程度支持したものの、それが貫徹されそうになると、「彼らは、君主国家の援助を求め、この国家と妥協するつもりであった」としている。また、自由主義者は、「国民国家は、諸君主なしでは、あるいは諸君主に対決してはできないものであった」としている。一方、「民主主義者」に関しては、自由主義者よりも「おおむねずっと若々しく、政治面では『1830年』つまり民衆革命や成功した国民運動（ギリシャ、ベルギー）の体験に強く影響されていた」と述べている。その上で、彼らは「国民主権原則の貫徹こそが鍵となる肝心要め（ママ）の課題であると確信していた」ので、「共和制国家が国制上の目標として浮かび上がっていた」と結論付けている。以上、まとめると、ベッカー証言にある「共和主義者」とは「民主主義者」のことであり、「立憲主義者」とは「自由主義者」と考えられる。

³⁾ 例えば、1813年の「ライプツィヒの戦い」のあと、ヴァイディヒは愛国主義者として、「ドイツ協会」を設立したが、彼はここでかなり過激化したとみられ、政府を大々的に批判するなどして、センセーションを巻き起こした。会員の中にはこの協会をただの社交界として捉える者も多く、ヴァイディヒが目指した政治化の方向には批判的な意見も噴出していった。こういった体験から、おそらく、ヴァイディヒは立場を曖昧にしたり、主張を抑えたりする知恵を身に付けていった可能性がある。Vgl. Hans Joachim Müller

に関する証言を扱う際には、それを鵜呑みにするのではなく、関係性の中から真意を読み解く必要がある。それにより、筆者はヴァイディヒが民主主義者の域に到達していたとの結論に至った。その際、T・M・マイヤーの研究⁴⁾と「ネルナー訴訟記録」(以下、「訴訟記録」)⁵⁾が参考になった。

I 「訴訟記録」

「訴訟記録」とは、ヴァイディヒの国家反逆罪を審理する裁判が終了したのち、1844年にダルムシュタットで刊行された700頁を越す膨大な調書記録である。この資料は歴史研究者だけでなく、法学者、心理学者、医師らにも「真実の情報」を提供する意図で編集されており、当時の情勢を知るための正確な情報を提供してくれる。考察対象はヴァイディヒに絞られ、彼に関する同志たちの尋問記録が豊富に収められている。そこにはヴァイディヒが「民衆扇動」に心血を注いだ様子が述べられている。これを読む限り、彼を民衆の台頭を不快に思う自由主義者だと言えるだろうか。次のような指摘がある。

諸々の刊行物が示すところでは、これらの文書は結束の固い一派の内部から出てきたものであり、ドイツの国家体制を公然たる暴力により変えんとする周到な計画を実行不可能であるとして諦めはしたが、今度は同様の目的のために、印刷物により民衆に吹き込み、徐々に国家権力に抵抗する道を歩ませることをみずからの任務としたようだ⁶⁾。

(Hg.): *Anmerkungen zu den Texten. Stifurkunde der Deutschen Gesellschaft zu Butzbach 17. 11. 1814*. In: *Friedrich Ludwig Weidig Gesammelte Schriften* (=FLW). Hrsg. v. Hans Joachim Müller. Darmstadt (Gesellschaft Hessischer Literaturfreunde). 1987, S. 454.

⁴⁾ Thomas Michael Mayer: *Büchner und Weidig. Frühkommunismus und revolutionäre Demokratie*. In: *Text + Kritik. Georg Büchner I / II*. Hrsg. v. Heinz Ludwig Arnold. München 1979.

⁵⁾ Friedrich Noellner: *Actenmäßige Darlegung des wegen Hochverraths eingeleiteten gerichtlichen Verfahrens gegen D. Friedrich Weidig*. In: *Georg Büchner. Sämtliche Werke. Schriften. Briefe. Dokumente*. (Band 2) (=PW2). Hrsg. v. H. Poschmann. Frankfurt am Main (Deutscher Klassiker Verlag). 1999, S. 646ff.

⁶⁾ Ebd., S. 646f.

さらに、この「訴訟記録」はヴァイディヒが事件の首謀者であったことも明確に伝えている。

すなわち、ヴァイディヒの指導の下、悪意を持った集団が、扇動的な文書を用いて、民衆に働きかけることによってしたたかに革命を準備し、その必要性をまざまざと確信させ、そうした方法でできるだけ望みどおりの成功を確実にすることを課題としたのである。それゆえに革命運動のさらなる目的は、民衆の教養度と考え方に相応しい言葉と表現を用いて易しく書かれた文書を撒くことで、大衆の欲望と情熱を刺激し、生活状態が改善することの希望を呼び覚まし、既成の権力に対する道徳的な畏怖を破壊することであった。そして、いわゆる彼らを疲弊させる抑圧から自力で自己を解放し、いわゆる不当に禁じられた諸権利を暴力で奪取する展望を民衆に与えるのである⁷⁾。

「訴訟記録」には『急使』、『ヘッセンの燭台』 *Leuchter und Beleuchter für Hessen oder der Hessen Nothwehr* (以下、『燭台』) に関する記述が豊富に収められているが⁸⁾、「フランクフルト警察署襲撃事件」後に神経を尖らせた当局が依頼した文書だけに、時折これら非合法文書についての誇張とも取れる評価が見られる⁹⁾。しかし、ネルナーの記述には不当弾圧を目論んで捏造したような形跡はなく、むしろ事実を解明しようとする姿勢が貫かれている。信頼に値する内容である。これを見る限り、ヴァイディヒの政治活動は『燭台』を用いた穏健な選挙キャンペーンとは異なり、急進的であったことが窺い知れる。こういったことから、T・M・マイヤーはヴァイディヒを革命的民主主義者と結論づけている¹⁰⁾。つまり、革命により共和制国家の樹立を目論ん

⁷⁾ Ebd., S. 647f.

⁸⁾ 「訴訟記録」には『燭台』に関して次のコメントがある。「前者のいわゆる『燭台』のほうは、たしかに直接的かつ明確に革命的傾向が認められるものではない。しかしその作者は偏向した表現を用い、政府と官僚個人を中傷することで、また反政府勢力を称賛することで、すくなくとも間接的に人々の不満をあおり立てる意図を持っていたことに疑いの余地はない。」 Vgl. Noellner: In: PW2, S. 648.

⁹⁾ 例えば「訴訟記録」には「自由を守ると言いながら、実際は市民的自由に敵対して無謀かつ恥ずべき反乱を起こす行為には、普通の人間の心の動機をあまりに強く否定するものが含まれている」などの運動家に対する過剰反応がある。 Vgl. Noellner: In: PW2, S. 647.

¹⁰⁾ T. M. Mayer: a.a.O., S. 180.

だ人物であったと主張している。一方、『燭台』や他のベッカー証言にも残されているように、ヴァイディヒが自由主義的傾向を有した事実も看過できない¹¹⁾。以下、彼の真意を問うことにしよう。

II 「愚民支配」発言

ヴァイディヒを革命的民主主義者とする代表的な研究者としてT・M・マイヤーとH・ポシュマン¹²⁾が挙げられる。他の研究者にとって、君主制支持とも取れる発言を残すヴァイディヒを、活動実態だけを理由に民主主義者と断定することに躊躇いがあるものと思われる。しかし、T・M・マイヤーはヴァイディヒの足跡を辿るため、「訴訟記録」には収められていない裁判記録も収集し、実証主義的手法により結論を導き出している。この点に説得力がある。一方、ヴァイディヒを自由主義者とする代表格G・ヤンケの説¹³⁾にも正当な論拠がある。とりわけ、この研究者が重視するのは次のベッカー証言である¹⁴⁾。

ビューヒナーは、北アメリカのほとんどの州と同じく、公正な共和国で

¹¹⁾ ベッカー証言によれば、ヴァイディヒが『急使』を読んだ時の反応が「もし、立憲主義の革命家が金持ちへの誹謗を読んだら、我々から離れてしまうだろう。その誹謗とラントシュテンデへの反対は別の言葉で置き換えられなければならない。」であったという。Vgl. Becker: In: MA2, S. 92f. u. vgl. T. M. Mayer: a.a.O., S. 163. 「訴訟記録」には「このような原則に従えば、我が陣営には誠実な人々がいなくなるだろう。(彼はこのとき自由主義者を念頭においていた。)」ともある。Vgl. Noellner: In: PW: a.a.O., S. 662. 『急使』への加筆がヴァイディヒに自由主義者としての印象を与える。今挙げたベッカー証言の「立憲主義の革命家」や「誠実な人々」とは自由主義者を指すが、ヴァイディヒにとって、彼らが自陣営に属している、との印象を受ける。つまり、ヴァイディヒにとって、自由主義者とは、これから獲得しようとするグループではなく、すでにある程度同志と見なすべき、同じ方向性を持った存在である。でなければ、「我々から離れてしまう」、「我が陣営には誠実な人々はいなくなるだろう」という表現になるだろうか。あるいは、完全に同志ではなく、幾分か手中に収めきれない微妙な存在であった可能性も窺える。少なくとも、これらの表現からヴァイディヒが自陣営と見なしたグループが一枚岩ではなく、複層的であったことを示唆している。

¹²⁾ Henri Poschmann: *Georg Büchner: Dichtung der Revolution und Revolution der Dichtung*. Berlin/Weimar (Aufbau-Verlag). 1983, S. 69.

¹³⁾ Gerhard Jancke: *Georg Büchner. Genese und Aktualität seines Werkes. Einführung in das Gesamtwerk*. Königstein/Ts (Athenäum Taschen Verlag). 1979.

¹⁴⁾ Vgl. ebd., S. 97.

は、すべての人が資産の状況を顧慮せずに一票を持たなければならないと考え、ヴァイディヒがそうなるとフランスのような愚民支配になってしまうと考えたことに、ドイツの民衆と我々の時代を見誤っている、と主張した¹⁵⁾。

G・ヤンケはこの点から、ヴァイディヒと民衆との間には乖離が存在することを指摘し、これを彼を自由主義者に加える論拠としている¹⁶⁾。しかし、この証言には前段があり、質問者はベッカーに対して、ヴァイディヒだけでなくビューヒナーの民衆観も質している¹⁷⁾。そこでは、人権意識を有さない民衆が『急使』を手にしたところ、たちどころに警察に届けてしまったことに失望する様子と、「万が一、このような人々がドイツの諸政府を倒し、ドイツに中央集権的君主制か共和制を導入することに成功すれば、フランスと同じく金権貴族主義がやってくるが、そうなるくらいなら現状のほうがまだましだ、と彼はしばしば語っていました」¹⁸⁾と、その時のビューヒナーの様子が証言されている。この直後、上記の証言が続く。この一連の流れから察するに、何もヴァイディヒのみが民衆と乖離していたのではなく、ビューヒナーにも同様の認識があったことが見て取れる。このことから、G・ヤンケはヴァイディヒと民衆との距離のみを強調するが、それはビューヒナーにも当てはまることを指摘しておかなければならない。

一方、T・M・マイヤーもこの問題に言及している。彼はベッカーの「愚民支配」証言に対する反証として、ヴァイディヒの側近であったブラウバッハの証言を挙げている。ブラウバッハは1834年5月にヴァイディヒの元を訪れた際、彼が革命後の状況をめぐってクレムと論争しているのを目撃した。その模様が次の証言である。

二人の話題は政治と惹起すべき革命でした。そしてヴァイディヒとクレムは革命勃発時に何が生じるか、互いに相いれない見解を口にしま

¹⁵⁾ Becker: In: PW2, S. 665f.

¹⁶⁾ Jancke: a.a.O., S. 97.

¹⁷⁾ Vgl. Becker: In: PW2, S. 665.

¹⁸⁾ Ebd., S. 665.

した。クレムはそのとき立憲君主主義者たちがドイツで優位に立つと
するため、ドイツ共和国は実現しないかもしれないことを憂慮する、
という考えでした。ヴァイディヒはそれに異議を唱えました。彼はそ
れどころかいらいらしながら、吐きすてるように言いました。「そんな
見方があるものか。われわれがやっとの思いで34の牙城を倒したとい
うのに、そのあとのことはすぐにでも成し遂げようじゃないか。」ヴァ
イディヒがこの言葉で言いたかったことは、現今のドイツ諸政府の形
態をまず倒したらすぐに、われわれがドイツの共和制憲法を取り入れ
るということにはほかなりませんでした...¹⁹⁾。

T・M・マイヤーは上記のベッカー証言とブラウバッハ証言をめぐって、「ヴ
ァイディヒがドイツの共和制憲法の即時実現を公算に入れていたというブ
ラウバッハの解釈は正しいだろう」²⁰⁾として、後者を支持している。そして、
ベッカー証言については、「ヴァイディヒがその論拠にある程度の賛意を拒
否できなければできないほど、より一層とりわけ頑なになる」²¹⁾として、彼
が意地になり持論を撤回しなかったとの説を展開し、共和制に反対する発言
を残したことに疑問を呈している。そして、ヴァイディヒが26年間に渡り、
「革命的民主主義の理論と実践」を行ってきたことに疑いをかけることはで
きないので、ベッカー証言そのものの価値を疑う必要がある²²⁾とまで主張し
ている。この主張はT・M・マイヤーの印象に頼っている部分が多く²³⁾、合
理的な説明とは言い難い。

一方、B・デードナーもこの問題に言及している²⁴⁾。この研究者は、ヴ
ァイディヒがフランス革命期の1792年から1793年に導入された普通選挙を批

¹⁹⁾ Braubach: Ebd., S. 672.

²⁰⁾ T. M. Mayer: a.a.O., S. 164.

²¹⁾ Ebd., S. 165.

²²⁾ Ebd., S. 165.

²³⁾ T・M・マイヤーは持論の補強のために、W・シュルツの引用を提示している。そこ
にはヴァイディヒの「愚民支配」という言葉は稀なことであると書かれており、ヴァイ
ディヒは全生涯に渡り民主主義者であったとされている。Vgl.ebd.,S. 165.

²⁴⁾ Burghard Dedner: *Zu den Textanteilen Büchners und Weidigs im Hessischen Landboten*. In:
Georg Büchner Jahrbuch12 (2009-2012). Hrsg. v. Burghard Dedner, Matthias Gröbel,
Eva-Maria Vering. Göttingen (De Gruyter). 2012.

判的に捉え²⁵⁾、「ヴァイディヒが...選挙権における財産の制約を放棄するほどに人々は『平等』ではないと考えていた」²⁶⁾と主張している。やはり、ベッカー証言を重視する姿勢が如実に表れており²⁷⁾、ヴァイディヒを普通選挙を拒んだ自由主義者と捉えるG・ヤンケと同様の主張を展開している。また、B・デードナーは、ヴァイディヒにとって「この祖国の形態は、1832年の『6月勅令』により憲法が壊されたあと、たとえ彼が共和主義者に発展していても、君主制でも共和制でも、どちらに組織化されていても原則としてはそれほど重要ではなかった」²⁸⁾と指摘し、その証拠として彼の政治的立場に関する証言を挙げている。つまり、カルプフライシュ²⁹⁾、フレリヒ³⁰⁾、カール・ツォイナー³¹⁾、ベッカー³²⁾らの証言に不一致が生じていることに着目している³³⁾。しかし、B・デードナーはこの中でとりわけベッカー証言を重

²⁵⁾ Vgl. Dedner: a.a.O., S. 111.

²⁶⁾ Ebd., S. 111.

²⁷⁾ デードナーはヴァイディヒの「普通選挙と愚民支配の恐怖」に関しては異なった意見を持っており、この人物を共和主義に含めることには懐疑的な態度を示している。「人権」という語はフランス革命に遡るが、語の選択からして、「ヴァイディヒは、集団から外れた個人主義に人権が属する傍ら、集団としての権利のことを考えていた」としている。やはり、デードナーはヴァイディヒを個人主義が前提となる共和主義者としてではなく、集団的階級制を前提とする君主制に含めることを示唆している。ただ、デードナーの一連のヴァイディヒ解釈は、テキスト配分における解釈であり、彼の政治思想と直接結びつくかどうかについての言及はない。しかし、全体的なトーンとして、共和主義者であったとすることに違和感があるようである。Vgl. Dedner: a.a.O., S. 112.

²⁸⁾ Ebd., S. 110.

²⁹⁾ Valentin Kalbfleisch: *Actenmäßige Darlegung des wegen Hochverraths eingeleiteten gerichtlichen Verfahrens gegen D. Friedrich Weidig.* (=AD) Hrsg. v. Friedrich Noellner. Darmstadt (Karl Wilhelm Leske). 1844, S. 294. カルプフライシュの証言は次のとおりである。ヴァイディヒは常に「ドイツは一つの国、それも共和国になることが好ましいという確信を我々に喚起し強化しよう」と努力していた。

³⁰⁾ Ernst Fröhlich: Ebd., S. 304. フレリヒの証言は本文を参照。私的な会話では「彼 (=ヴァイディヒ) は私に今述べた内容、つまり、ドイツ共和国のために尽力することを打ち明けてくれた。」とある。

³¹⁾ Carl Zeuner: Ebd., S. 321. カール・ツォイナーの証言は次のとおりである。「彼 (=ヴァイディヒ) のドイツに導入されるべき憲法に関する考えはただ自由にとってのみ決定されていた。彼が共和制か君主制形態でそれを最も安定的に見出せると考えたかどうかに関して、私は確実なことは何も言えない。」

³²⁾ August Becker: Ebd., S. 313. ベッカーの証言は次のとおりである。「彼 (=ヴァイディヒ) はしばしば過激な共和主義者だと見なされてきた。彼はそうではなかった。彼とこのことについて話をすると、彼はいつもソクラテスのクセノフォンから引用し、全ての国家形態は最悪でもあり善きものでもあり得る、と述べた。ともかく、ヴァイディヒはドイツの改革のために凄まじい熱狂に感銘を受けていた。」

³³⁾ Vgl. Dedner: a.a.O., S. 109.

視し、「したがって、ヴァイディヒが原則的な共和制の崇拝者であるとはすべきでなかった」³⁴⁾と結論づけている。この研究者は「原則的」という前置きはしているものの、概ねヴァイディヒを共和主義者から除外している。

ベッカー証言だけを重視し、ヴァイディヒが「原則的な共和制の崇拝者」ではなかったとするB・デードナーの主張は公正さを欠く。ヴァイディヒが共和主義者であったことを肯定するカルプフライシュとフレーリヒは、ヴァイディヒに非常に近い人物であったことを忘れてはならない³⁵⁾。なぜ、彼らの証言を重視せず、ベッカー証言のみに拘るのか、いささか疑問が残る。ここで、重視したい証言がある。フレーリヒ証言である。この人物は、「彼は（＝「ヴァイディヒは」―筆者）共和制原理をドイツに取り入れることには当面絶対に反対しており、むしろ、君主制の方に賛成していた。それで後になって、ドイツ民族が共和制に賛成できるようになってから、共和国になるべきだ」³⁶⁾とヴァイディヒの国家観について証言している。これはヴァイディヒの現状認識と、将来におけるビジョンを総合的に言い表す非常に貴重な証言である。これを踏まえると、ヴァイディヒが言う「愚民支配」発言にも納得がいく。つまり、この発言はあくまでも現状認識に起因する農民に対する憂慮であり、それを乗り越えた暁には「共和制憲法」の導入を公算に入れていた、との解釈も成り立つ。この問題に関連して、T・M・マイヤーの別の見解も紹介しておこう。

この論争（＝「愚民支配」証言を指す―筆者）の伝える内容は奇妙である。なぜなら、それは言葉通りに捉えると、ビューヒナーとヴァイディヒの議論を、共和国の社会階級を内容とする問題から、共和国そのものの政治構想へと逆戻りさせるからである。また、あるいは、いわばすでに争点となっている第四階級の要求から再び第三階級の内的な利害へと逆戻りさせるからである³⁷⁾。

³⁴⁾ Ebd., S. 111.

³⁵⁾ カルプフライシュはブツバツハの染色工であり、ヴァイディヒ・グループの一員。Vgl. ebd., S. 110. フレーリヒはフリートベルクの薬剤師助手。ヴァイディヒ・グループに属していたかは不明であるが、彼とは個人的な知り合いであり、ヴァイディヒの印象に関する証言がある。ヴァイディヒをよく知る人物として評価できる。Vgl. AD: a.a.O., S. 304.

³⁶⁾ Ebd., S. 304.

³⁷⁾ T. M. Mayer: a.a.O., S. 164f.

この指摘は重要である。要約すると、ビューヒナーが共和制の目的である普通選挙の実現を語るのに対して、ヴァイディヒは第四階級ではなく、第三階級の利害を考慮に入れている、との指摘である。第三階級には自由主義者も含まれる。つまり、T・M・マイヤーはこの論争の階級利害に着目し、革命的民主主義者であるはずのヴァイディヒが第三階級としての自由主義者の利害を代表していることを「奇妙」だと指摘しているのである。そして、ヴァイディヒを革命的民主主義者から脱落させるのではなく、例えば、彼が1819年に教え子に「民主主義的な国法が最高である」と述べたことなどを例に挙げ、彼が一貫した革命的民主主義者であったことに疑いをかけていない³⁸⁾。T・M・マイヤーはヴァイディヒを一貫した革命的民主主義者であるとするためにこの証言を「奇妙」に思うのかもしれない。しかし、筆者の見解では、これは何も「奇妙」なものではなく、フレリヒ証言³⁹⁾が伝えるように、ヴァイディヒが革命を段階的に計画していたことを想定し、最終的に共和制を目的としていたとすれば、合理的に説明がつく。つまり、ビューヒナーが直接的に目的に向かうのに対して、ヴァイディヒは段階的に目的に向かうのである。

Ⅲ 「北アメリカ憲法」発言

ヴァイディヒが共和主義者の域に到達していたことを裏付けるかなり確度の高い証拠がある。しかも、ヴァイディヒ本人の発言である。ヴァイディヒは、オーバーグレーンに左遷されたあと、1834年9月7日に説教を行っている。題目は『就任演説（我々に残されたこと）』⁴⁰⁾である。この説教のテーマは「コリントスの手紙13章13節」であり、「信仰と希望と愛が残され、この3つのうちで愛が最も大切である」⁴¹⁾という聖書からの引用が「説教の基

³⁸⁾ Ebd., S. 165.

³⁹⁾ 注36)を参照。

⁴⁰⁾ Friedrich Ludwig Weidig: In: *Antrittsrede „Was uns bleibt“*. Obergleen 7. 9. 1834. In: FLW: a.a.O., S. 227ff.

⁴¹⁾ Ebd., S. 229.

礎となる言葉」⁴²⁾として掲げられている。この時のキーワードは「公正さ」であり、正義とは民衆の益を伸ばすものであり、自己の利益のために「公正さ」を利用する者は愛を理解していない、とする内容である。その中で、ヴァイディヒがこの原則に従い政府の不正と戦ったにもかかわらず、逮捕されてしまったことを嘆く箇所がある。そのとき、彼は自らが共和制に到達していた可能性を漏らしている。次の引用である。

しかし、当然、私はこれ（＝「パウロの言葉を伝えること」―筆者）をするのを強いられている。というのも、皆がよく知っているように、私は当地で告訴されているからである。それも大反逆罪である。なぜなら、私はいわゆる遠い異国の憲法を、すなわち北アメリカの憲法を我がドイツの祖国にとり入れようとしたからである。そして、それゆえに、私が何か月も収監されたことも皆はよく知っている⁴³⁾。

自らパウロの伝道者たることを自覚しつつ、祖国統一に尽力したことを伝える文脈の中で、ヴァイディヒは「北アメリカの憲法」を導入したかどで収監されたことを嘆いている。「北アメリカ」Nordamerikaという語は前節のベッカー証言にも出てきているが、このときは「資産の状況を顧慮せずに一票を持たなければならない」権利を認める憲法を意味している。したがって、これに照らし合わせると、『就任演説』での発言は共和制憲法の導入を意味すると言えよう。ヴァイディヒはこれ以上詳しい言及を行っていないため、念のためアメリカ憲法の制定史も確認しておく必要がある。

アメリカでは独立戦争の進展にともない、旧式のイギリスの統治機構から独自の政治機構を樹立する必要が生じた。このとき、理念の先駆けとなったのが1776年の「ヴァージニアの権利章典」（以下、「権利章典」）Virginia Bill of Rights⁴⁴⁾である。この「権利章典」はフランス人権宣言にも影響を与えたことで知られているが、すでにアメリカ諸州の憲法を生み出す理念が含まれて

⁴²⁾ Ebd., S. 229.

⁴³⁾ Ebd., S. 247.

⁴⁴⁾ 高木八尺・末延三次・宮沢俊義編『人権宣言集』（第57版）岩波文庫 2000年108-112頁参照。

いる。この起草は急進派とされたジョージ・メーソンに依存する部分が多く、18世紀の自然法を成文化した内容である⁴⁵⁾。基本原則の一つは、第2条「すべて権力は人民に存し、したがって、人民に由来するものである」⁴⁶⁾と明文化されているように、人民主権である。これは後の合衆国憲法にも継承され、「憲法制定権力者としての人民の主権が前提とされ、政府とはこの人民により一定の権限を委託されたものである」という構造をとっているということである（共和制・民主制）⁴⁷⁾との指摘もある。つまり、共和制こそがアメリカ合衆国の国家原理なのである。一方、選挙制度に関しては、「権利章典」第6条に「議会において人民の代表として奉仕すべき人々の選挙は自由でなければならない。社会に対し恒久的な共通の利害を持ち、また愛着を有することを示すに足る、十分な証拠を有する全ての人は、選挙権を有する」⁴⁸⁾と定められている。のちに起草されるアメリカ諸州の憲法にもこの思想が受け継がれ、実際に、1830年のジャクソン・デモクラシーの時点ではほぼ全米の白人の成年男子には普通選挙が認められた（しかし、黒人の参政権は南北戦争後には一応認められたが1890年に剥奪された）⁴⁹⁾。

ヴァイディヒがアメリカ憲法の知識をどの程度有していたかは不明である。しかし、「北アメリカの憲法」とは、概観するだけでもフランス人権宣言に類する「権利章典」を前提とし、（白人男性のみに）普通選挙を付与していたことが分かる。こういった理由から、ヴァイディヒはアメリカ憲法を模範とした共和制の導入を目論んでいた可能性が高まる。

IV 共闘と出版計画

この章では、ヴァイディヒが南ドイツにおける旅の途中、ヴィースバーデンで行ったある政治集会について考察したい。ここから浮かび上がる計画はまさしく彼の政治戦略を表しており、これを考察することにより、一見する

⁴⁵⁾ 同書108頁参照。

⁴⁶⁾ 同書109頁参照。

⁴⁷⁾ 『世界大百科事典』第1巻平凡社1988年495頁参照。

⁴⁸⁾ 高木・末延・宮沢 前掲書 110頁参照。

⁴⁹⁾ 『世界大百科事典』前掲書 498頁参照。

と矛盾する様々な発言や証言を巨視的な視点から捉え直すことができる。まずは旅に至った経緯から説明したい。

ヴァイディヒは1834年4月5日ブッツバッハでの校長職の休職を命じられ、オーバークレーンで牧師として赴任することになった。旅はこの期間を利用して計画された⁵⁰⁾。ヴァイディヒはおそらくビューヒナーが書き下ろした『急使』の草稿に目を通したあとに出発している。時系列で述べると、ビューヒナーは1834年3月13日から25日の間に『急使』を執筆し⁵¹⁾、ベッカーがそれを同年4月下旬か5月上旬に手にしている⁵²⁾。このときの彼の証言が、「ビューヒナーの筆跡はとても読めたものではなかったので、私は彼のところでこの文書の原稿を清書した」⁵³⁾である。やむなく、ベッカーはこれを修正したあと、印刷のためにクレムと共にヴァイディヒの住むブッツバッハに赴いた。したがって、5月上旬にはヴァイディヒの手元に届いていたはずである。一方、具体的な日付は不明であるが、ヴァイディヒは聖霊降臨祭(5月19日)の頃には旅を始めていたとされ⁵⁴⁾、遅くともフリートベルクでの尋問が予定されている6月26日まで⁵⁵⁾の約一か月を旅路に費やしたと推測される。したがって、『急使』に目を通すための期間がおそらく約一か月程度はあったと思われる。これは重要な前提条件である。なぜなら、これにより、彼は『急使』に至るまでの全状況を把握したことになり、旅が一過性の出来事ではなく、『急使』を含む計画と総合的に関連づけ考察することができるからである。

旅の主目的は、1833年4月に発生した「フランクフルト警察署襲撃事件」以降、分裂状態になっていた「革命分子」を再び統一させることであった。

⁵⁰⁾ Vgl. T. M. Mayer: a.a.O., S. 167. 行き先はマイヤーによると「かろうじて裏付けられる程度であるが」との前置きはあるが、マールブルク北部に始まり、確実に訪れたのがマンハイム、ヴォルムス、マインツ、ヴィースバーデン、ヘヒスト、フランクフルト、レーデルハイム、ダルムシュタットであり、訪れた可能性があるのが、オッフェンバッハ、エンクハイム、ペッターヴァイル、フリートベルク、ハーナウ、ナウハイム、ドアハイムであったとされている。

⁵¹⁾ Vgl. ebd., S. 374.

⁵²⁾ Vgl. ebd., S. 378.

⁵³⁾ Becker: In: PW2, S. 663.

⁵⁴⁾ Vgl. T. M. Mayer: a.a.O., S. 167.

⁵⁵⁾ Vgl. ebd., S. 380. u. vgl. Jan-Christoph Hauschild: *Georg Büchner: Biographie*. Stuttgart/Weimar (J. B. Metzler). 1993, S. 357.

T・M・マイヤーは「襲撃事件」を「革命分子」の分裂点と捉えているようだが⁵⁶⁾、一般的にはそれ以前から分裂は生じていたと考えられる。すでに1832年5月末のハンバッハ祭にその兆候はあった。この集会は解放戦争時に行われた親プロイセン的で反フランス的な旧来のドイツ主義とは趣を異にしており、フランスへの敵意はほとんど含まれていなかった。その中で、演説者ヴィルトだけが、「ドイツに自由主義が実現した暁にはエルザスとロートリングゲンが再統合されるべきであると主張し」⁵⁷⁾たのだが、フランスへの敵愾心を抱く演説者は他にはいなかった。多くの演説者の「自由概念は他のヨーロッパ諸国の急進的な民主主義のそれと基本的に異なるものではなかった」⁵⁸⁾のである。つまり、この時期、民主主義者と自由主義者の分裂が明らかとなっており、互いの発言は不快なものと映ったのである。これが1830年代前半の政治情勢であった。これを時代背景として「訴訟記録」のクレム証言を見てみたい。

ヴァイディヒが私たちに口頭で伝えた報告は以下のとおりでした。全ての革命分子にふたたび繋がりを持たせるために、彼がフランクフルト、ヴィースバーデン、マインツ、ダルムシュタット、そして聞き間違いでなければマンハイムへも行ったこと、...彼がヴィースバーデンで同志たちの会合に居合わせたこと、その会合で革命的文書をドイツ連邦の個々の領邦でも秘密の印刷機を使って印刷し、配布すること、そしてラインバイエルン出身でフランス在住のシューラーの手でドイツ全土、とりわけ教養層向けの雑誌を編集するよう決定されたことです⁵⁹⁾。

この証言は、ヴァイディヒが帰郷後の1834年7月3日にバーデンプルクの城跡で、旅の途中ヴィースバーデンの集会で同志たちと決議した内容を報告したときの様子である。ヴァイディヒはすでに1833年後半から領邦内向けの『燭台』を執筆していたが、この証言を踏まえると、もはやドメスティック

⁵⁶⁾ Vgl. T. M. Mayer: a.a.O., S. 167.

⁵⁷⁾ H・A・ヴィンクラー著 後藤俊明・奥田隆男・中谷毅・野田昌吾訳『自由と統一への長い道-ドイツ近現代史1789-1933』(第1巻)昭和堂2008年89頁参照。

⁵⁸⁾ 同書89頁参照。

⁵⁹⁾ Clemm: In: PW2, S. 667f.

な活動ではなく、ドイツ全域での出版計画に転じたことが分かる⁶⁰⁾。実は、この出版計画は事前に練り上げられていた。具体的に述べると、「襲撃事件」に関与したフンデスハーゲン、弁護士ブリール、書籍商リッカー、国法学者ヨーダンらと協議を行い、彼らはこの計画に加わるよう要請されていた。ヨーダンによれば、「見た所、あまり教育されていない民衆に必要なことを根本から教える」⁶¹⁾ことも計画されていた。そして、ヴァイディヒの帰郷後、これらの人物と将来「設立される出版協会についての話がまとまっており、まもなくより大きな会議、つまりバーデンプルクで詳細に討議され、設立されることになっていた」⁶²⁾のである。このコンテキストの中で『急使』の意味を考える必要がある。そうすると、この扇動文の拡散はヴァイディヒにとって計画の一部に過ぎなかったとする方が適切である。というのも、ヴィースバーデンの会議では、ヘッセン地域における「秘密の出版協会」の設立のみならず、ドイツ全土にわたる広範囲の「出版協会」の必要性が決議されていたからである。さらに、この決議では民衆の他に教養層、あるいはフランスへの亡命者を対象とした印刷物の発行計画が決定されており、その編集長として元ラインバイエルンの議員であったシューラーが内定していた⁶³⁾。

以上、これらの計画は具体的であると同時に、ドイツ統一に向けた壮大な戦略であり、反封建体制という旗印の下、党派を越えた緩やかな連合による共闘を目的としていたと言える。これがヴァイディヒの政治戦略である。この巨視的な視点から導き出される行動原理は、あらゆる反体制派の階層をとりまとめ、旧体制と対峙する大勢力を形成することに他ならず、その際、大

⁶⁰⁾ 1834年1月、自由主義陣営は新聞の出版を禁じられていたが、ヴァイディヒ一派はこれに怯むことなく出版を決意していたことになる。Vgl. Friedrich Ludwig Weidg (1791-1837) *Neue Beiträge zur 200. Wiederkehr seines Geburtstages*. Hrsg. v. Dieter Wolf. Frankfurt, Butzbach (Afra-Verlag) 1991, S. 187.

⁶¹⁾ Zit. nach T. M. Mayer: a.a.O., S. 168.

⁶²⁾ T. M. Mayer: a.a.O., S. 168.「出版協会」設立集会に参加したのがビューヒナー、クレム、ブリール、ローゼンベルグ、リッカー、ヴァイディヒ、アイヒェルベルク、ヘス、ブラウデンバッハ、コルベであった。この組織形態は特徴的であり、年長者のグループと若者のグループの二つに分けられていた。この形態はカール・フォレン、ヴィルヘルム・スネルがカルボナリ派、プロナローティ派の知り合いを通じて学んだものであり、若者は年長者の決定については基本的には知らされず、信頼された者のみを知ることができた。若者と年長者の直接のコンタクトは基本的になかったのである。そして、年長者が金銭的な負担をするのに対して、文書の拡散などに若者が駆り出されたのであった。Vgl. Hauschild: a.a.O., S. 357f.

⁶³⁾ T. M. Mayer: a.a.O., S. 173.

同小異が原則であり、妥協を重ねながらも着実に歩を進める地道な戦術がとられる予定であった。こういった理由から、ヴァイディヒは民主主義者だけでなく、自由主義者をも抱き込み、教養層の獲得という形での出版計画を打ち出したのである。民主主義者、自由主義者、この両者にとって共通の敵はメッテルニヒ体制であった。これが未だ厳然と存在する以上、内部分裂は利敵行為となる。これを誰よりも熟知していたのがヴァイディヒである。この原則に立つと、ヴァイディヒは自らの思想信条にそぐわない行為も実行せざるを得ない。このことが、まさしく彼が自由主義者と映る理由にほかならないのである。

V 周囲からの批判

活動実態の考察により、ヴァイディヒを自由主義者ではなく、T・M・マイヤーの指摘どおり革命的民主主義者とする方が合理的である。ところが、著作だけに焦点を絞ると、まるで様相は異なる。例えば、『燭台』を例にとると、「訴訟記録」の冒頭部分で「いわゆるあの『燭台』には、確かに直接的で明確な革命的傾向が認められるわけではない」⁶⁴⁾と評価されているように、事実、民衆を扇動する目的はなく、比較的穏健な内容で書かれている。これがヴァイディヒを自由主義者とする論拠の一つになり得るのだが、筆者はそれでもやはりヴァイディヒが民主主義者に到達していたと考える。以下、その理由を述べたい。

2013年のマールブルク版で公表されたベッカー証言を見る限り⁶⁵⁾、解放戦

⁶⁴⁾ Noellner: In: PW2., S. 648.

⁶⁵⁾ Becker: In: MA2, S. 77ff. 2013年に出版されたマールブルク版には、新たに公開された記録調書が載せられている。なかでも、1837年7月25日のベッカーの調書には、ヴァイディヒの半生と人格的特徴が述べられている。以下、それをまとめた。

1. ヴァイディヒは若いころ「大変人見知り」をする人物であり、部屋でいつも読書をしていた。15歳ですでにヘブライ語の詩や言語に親しんでおり、原書をほとんど暗記していた。
2. 解放戦争の時代にドイツ主義が訪れたとき、フォレニウス、スネル、ザルトリウス、ヴェルカー、ミュンヒ兄弟、フランクらと知り合いであった。
3. ヴァイディヒがどの程度時代に囚われていたかは不明だが、「いずれにせよ、彼は自由を希求する中で、再び中世の闇の中に迷い込んでしまうことがなく、健全な理性を十分に持っていた。」

争や旧来の愛国運動を知るヴァイディヒが、本来的に民主主義者であったとは思えない⁶⁶⁾。したがって、ヴァイディヒに自由主義的な傾向を認めること自体決して誤りではなく、むしろいくつかの経験を経て結果的に民主主義者に到達したと考える方が妥当である。その具体的プロセスを明らかにするのは困難だが、先行研究と資料に当たると、彼がいつ民主主義者に到達したのか、を判断するに相応しい時期が浮かび上がる。それには同志からの批判が影響している。ベッカーとクレムは次のように証言している。

4. 当時、プロイセンを中心とするドイツ統一を画策する工作員が現れたが、ヴァイディヒは、「人々は、ドイツがドイツ国家ではなく、ただのプロイセン国家が建国されようとしているのを知ったとき、この工作員を信頼せず、それどころか追い払った」ことがあったと語った。
5. ヴァイディヒに対する尋問が当時行われたことがあったが、それが大公の計らいで中止となった。そのことにヴァイディヒは大変感謝しており、「大公にどれほど慈悲深く受け入れられ、昇進させてもらったか」についてよく語っていた。
6. ヴァイディヒは、「20年代にヴェルテンベルクの国王に送ったとされる、ドイツ皇帝の王冠を奪取することを促す」上申書と関わりを持っていたようである。彼はこの件のみならず、国王のことや彼の美徳について口にしてきた。
7. ヴァイディヒは亡き大公に憲法の公布を請願した初めての人物である。早期の彼の特質は、「熱狂と偏見から解放されていない無制限の愛国心」と「道徳原則に対する確実且つ厳格で、ほとんど狂信的な熱狂」であった。また、彼には生徒たちを「純粋なドイツ人男性に育成する」こと以外に目的はなかった。
8. 注32)のベッカーの証言を参照。
9. 「ヴァイディヒは自らの政治運動において利己的な目的は一切持って」おらず、「事態を変えるには危険を恐れてはならない」と語っていた。彼はドイツの再編成に強い熱意を持っており、それを自らの責務と捉えていた。
10. ヴァイディヒは政治運動において様々な党派の意見に左右されたが、これは偽善ではなく、「彼は革命的傾向を持っているどの自由主義的党派にも所属していたからである。」
11. 彼は穏健派の所では、「過激派の主張は容認しない」と言いながらも、「穏健派は、もうすぐ平和的方策では何も獲得できないということを確信するだろう」という考えであった。

筆者がこの中で注目するのは、5、6、9、11である。これらからヴァイディヒは君主に対する敬意を持っており、君主制の廃止を目標とする共和制とは異なる側面があった事実が窺える。また、とりわけ、11の証言から、彼が複数の党派を渡り歩き、特定のイデオロギーの信奉者ではなかったことが窺える。こういったことから、筆者は、ヴァイディヒが本来的に共和主義者であったとするには無理がある、と考える。

⁶⁶⁾ Vgl. FLW: a.a.O., S. 375ff. 1833年6月6日付の「最高位のヘッセン大公国秘密内務省とダルムシュタット法務省」宛ての書簡で、ヴァイディヒは自ら共和主義の協会に参加していたことを匂わせている。しかし、彼は当時党派を問わず革命的傾向のある諸団体に属していたため、この書簡だけで彼が共和主義だとは断定できない。

私がヴァイディヒの『燭台』の初版を見たとき、エルンスト・エーミール・ホフマンの民衆雑誌の続きかと思いました。そして、私は革命運動というものは公僕に対する庶民の煽動によりもたらされると熟知していたのですが、いつもどおり、『燭台』の内容にある陰口と個人攻撃には反対の意見を述べました。私はラントシュテンデの出来事には全く関心がなく、民衆の寵愛を得る術を知らない反体制派は支援するに値しないといつも述べておりました。このことはクレム、クール他、私と知り合った人たちが証言してくれるに違いありません。これらのことから、ヴァイディヒがいわば隠れて印刷させたあの新聞に私が興味を抱かなかったことが容易に分かります。事実、ビューヒナーもそれには強く反対しておりました。一方、ヴァイディヒがその著者であることは明らかです。ただし、我々がその新聞を認めなかったために、ヴァイディヒ自身がサインしたことを否定したほどでした⁶⁷⁾。(ベッカー証言)

その煽動文の中で、彼（「ヴァイディヒ」-筆者）の意図は、いつも、とりわけ、彼が定めた個々の国家官僚への攻撃と中傷ということであった。ビューヒナーもベッカーも私も人物の問題に口を挟むことは容認できず、目的に反することだと思った。ヴァイディヒはしぶとく、それに固執したため、しばしば、我々は諍いになった⁶⁸⁾。(クレム証言)

1833年11月2日の議会解散から1834年5月上旬までのヴァイディヒの政治活動は、『燭台』を用いての議会における反体制派の獲得に向けられた。当時、大公国議会では上下院の二院制が敷かれており、下院では民主的な選挙が前提とされていた。ところが、実質的には高額納税者のみが政治に参画できるシステムであったことに加え、三段階の選挙制度がとられていたため⁶⁹⁾、

⁶⁷⁾ Becker: In: MA2, S. 76.

⁶⁸⁾ Clemm: Ebd., S. 83.

⁶⁹⁾ Hans Magnus Enzensberger: *Georg Büchner. Ludwig Weidig. Der Hessische Landbote Texte, Briefe, Prozeßakten. Kommentiert von Hans Magnus Enzensberger*. Frankfurt am Main (Insel Verlag) 1965, S. 40f. 市民（ビュルガー）は中間選挙人への投票権を持つ全権委任者に投票できるだけであり、全権委任者は、30歳以上で課税額が60位以内の中間選挙人を選び、中間選挙人は最終的に代議士を選んだ。代議士になる条件も厳しく、少なくとも年に100グルデンの直接税を支払うか、年に1000グルデン以上の公務員給与をもらうものに限られた。

民意が反映される可能性は極めて低かった。こういった事情から、ヴァイディヒは参政権を有する上層階級を対象に『燭台』を執筆し続ける方法を選んだのだが、この事情を理解できない若い学生たちは民衆革命のみに拘り、ヴァイディヒの姿勢を強く批判した。それが上の引用である。T・M・マイヤーはこれらの学生について、「ともかく、彼らは口調と一般的傾向において大きく誤っていたであろう。なぜなら、問題は戦略ではなく戦術に向けられていたからだ」⁷⁰⁾と述べている。この指摘は注目に値する。T・M・マイヤーの言う「戦略」と「戦術」の区別について考察を加えると、「戦術」とは『燭台』に見られるヴァイディヒの自由主義的要素であり、「戦略」とは共和制国家の実現を目標とする高次のプログラムと言えよう。その理由は、T・M・マイヤーがこの直後に挙げる次のベッカー証言にある。ヴァイディヒが『燭台』の内容に関してベッカーに詰め寄られた際、「これらの新聞はそのような料理を好む弱者のために考案された」⁷¹⁾ 文書である、と告白したときの証言である。この比喩は、あまりにも刺激の強すぎる文書は議会では好まれないため、手を緩めたことを意味する。ヴァイディヒは「とにかく理想主義者で、過激な道德主義者」⁷²⁾であったことから、過激な革命的民主主義者としての側面を自由主義者の前で隠す「戦術」をとったのである。それが『燭台』が自由主義者にも受け入れられるよう穏健な内容で書かれた理由である。しかし、ヴァイディヒは結果的に民主主義者に到達していた。

当時、自由主義者は立憲君主制を支持しており、原則として共和主義に好感を抱いていなかった。したがって、ヴァイディヒが本格的な自由主義者であるならば、学生の批判をよそに『燭台』の手法に固執したであろう。ところが、ビューヒナーが民衆を扇動するために文書を用いることを知り、「ヴァイディヒは...ギーセンの過激派と接触する中で、クレムを通じて慣れていたのである言葉による攻撃だけでなく、今や初めて熟慮可能な事実とも対峙した」⁷³⁾のである。その結果、若い学生の意見を撥ね付けてまで自己の手法に固執しようとせず、『急使』を活用する道を選択した。この譲歩は重要で

⁷⁰⁾ T. M. Mayer: a.a.O., S. 162.

⁷¹⁾ Becker: In: MA2, S. 79.

⁷²⁾ T. M. Mayer: a.a.O., S. 162.

⁷³⁾ Ebd., S. 165.

ある。なぜなら、『燭台』と『急使』では読者層が決定的に異なるからである。前者は上層階級であり、後者は下層階級である。この事実を考慮に入れると、ヴァイディヒが『急使』に可能性を見出したことは、やはり下層階級の利害を視野に入れた結果であると言える。この時点で彼は自由主義者に対して利敵行為とも取れる行動に出たのである⁷⁴⁾。したがって、ヴァイディヒは民主主義陣営に傾いていたことになる。これを補強する証拠はまだ存在する。

ヴァイディヒはフランクフルトの政治結社「ユニオン」Unionの代表ユーホーの批判にも譲歩したのである。「ユニオン」とは、フランスの共和主義者ともコンタクトを取りながら、諸侯の排除と共和制国家の樹立を目標としていたことから⁷⁵⁾、民衆革命を標榜する組織と見てよい。ヴァイディヒはこの組織とは非常に親しく、1833年後半から1834年3月にかけて『燭台』の第1号から3号を印刷するために、フランクフルトにある印刷所を借りていた⁷⁶⁾。ところが、第4号を印刷するにあたり、ユーホーを回避してツォイナーを通じて直接オッフエンバッハに原稿を運んだ⁷⁷⁾。この意味するところは、ユーホーから批判を受けたため、彼の元に原稿を持参するのが憚られたからにほかならない。ブラウバッハ証言によると、1834年5月9日、ツォイナーがオッフエンバッハからの帰り道にフランクフルトのユーホーの元に立ち寄った際に、次のやり取りがあった。

ところで、ヴァイディヒは『燭台』を書き続けるのをまだやめていないのかい？ ユーホーはツォイナーに依頼してヴァイディヒに伝えるよう

⁷⁴⁾ この時期は『燭台』第4号が出版され、また『急使』を手にした1834年5月上旬となる。『燭台』第4号は3月の出版と印刷されているが、これは誤りで5月が正しい。Vgl. FLW: a.a.O., S. 459.

⁷⁵⁾ Vgl. Hauschild: a.a.O., S. 303ff. 「ユニオン」のプログラムでは社会改革に関しては話題にならなかった。また、彼らはフランス「人権協会」のドイツ版のコピーであると認識されていた。例えば、ハイネの『フランスの状態』、「人および市民の権利の宣言」(フランス人権宣言)、その他様々な文書を配布しており、君主制ではなく、共和制の立場であった。また、100以上のセクトがあり、1400から1500人の構成員がいたとも、ヘッセン両地域だけで200のセクトが存在し、2400人の構成員がいたとの報告もある。しかし、地下組織であったため今日まで実態はつかめないままである。

⁷⁶⁾ Vgl. ebd., S. 305.

⁷⁷⁾ Vgl. T. M. Mayer: a.a.O., S. 166.

に要請した。「ヴァイディヒは『燭台』を書くのを止めにして、もし、何かを書きたいのなら、より普遍的な利害に関わる論文を書きなさい」と。彼（ユーホー）はそもそも『燭台』の内容を容認していない口ぶりだった。私は「より普遍的な利害」という表現から、ただヴァイディヒがヘッセン大公国に留まらない政治的内容の論文を書くように、と理解できた⁷⁸⁾。

T・M・マイヤーは、この一件が「ヴァイディヒに構造的な方向転換の最終的な決定打」⁷⁹⁾を与え、彼を「一時的な戦術上の視野狭窄」⁸⁰⁾から保護するのに役立ったことを示唆している。実際に、ヴァイディヒはそれまで大公国に限定した活動を展開していたが、「ユニオン」と同様の「より普遍的な」活動方針を受け入れ、なおかつ『急使』の内容も知りつつ、南ドイツの旅に出たのである。この一連の流れはヴァイディヒに新たな方向性を決定づけた瞬間と見做すことができる。「ユニオン」という組織の実態からして、そう断じざるを得ない。この組織は職人や農民向けの書物として『農民百科事典』 *Bauern-Conversationlexikon* を刊行しており⁸¹⁾、これを用いて「共和主義的初等教育」⁸²⁾を行っていた。「ユニオン」は共和主義的観点から、封建的な絶対主義はもちろんのこと、自由主義者による立憲君主制までも否定し⁸³⁾、「純粋な共和主義以外に自由は存在しない」⁸⁴⁾とまで言い切った。徹底した反自由主義陣営と見てよい。したがって、ヴァイディヒは『燭台』を書きはじめた時点では自由主義陣営に可能性を繋いだが、学生からの批判、ユーホーの批判を皮切りに、完全に共和制支持に舵を切ったのである。以上のことから、ヴァイディヒは『燭台』の第4号を執筆し終え、『急使』を手にした時点では民主主義者としての運動家に変貌していたと見てよい。

⁷⁸⁾ Friedrich Sigmund Jucho: Zit. n. T. M. Mayer: Ebd., S. 166.

⁷⁹⁾ Ebd., S. 166.

⁸⁰⁾ Ebd., S. 166.

⁸¹⁾ Vgl. Hauschild: a.a.O., S. 305f.

⁸²⁾ Ebd., S. 306.

⁸³⁾ Vgl. ebd., S. 306.

⁸⁴⁾ Ebd., S. 306.

VI 結語

ヴァイディヒ研究の難点は、彼の執筆物と政治活動との間に本質的な断層が存在するため、アプローチの違いにより結論に大きな差が生じることである。本稿では、ヴァイディヒの政治活動の考察に重点を置き、彼の自由主義的側面は高次の戦略の下位に位置する戦術に過ぎず、活動実態ではすでに民主主義者に到達していたとの結論を導き出した。しかし、もし彼の思想的側面のみを考察していたならば、必ずしも民主主義者であるとは断定できなかったであろう。例えば、1819年に行われた説教『共同利益について』は、共同体を優先するキリスト教的倫理観が貫かれており、共和制原理とは本質的に矛盾する。ところが、T・M・マイヤーは、ヴァイディヒの1811年以降の政治運動をトータルに考察し、彼を本来的な革命的民主主義者と定義づけている。これには異論がある。むしろ、筆者はヴァイディヒが本来的な民主主義者ではなく、元来自由主義者かあるいはさらに保守的な立場であったと考える。最後に、その理由を述べておこう。

共和主義者が模範としたルソーは、「自然状態」と「社会状態」を区別し、前者では人間には本来「自由」と「平等」が備わっていたが、後者の時代では人間が社会制度の奴隷状態になっていると主張した。そして、それを奴隷状態と見做して、そこからの解放手段としての「一般意志」*volonté générale*を提示した。ルソーの言う「一般意志」とは、デイドロ的な既存社会における成文法や社会的規則を肯定する「一般意志」とは異なり、「社会の成立条件は個別利害の一致、つまり共通利害にあり、一般意志はそれのみを目指す」⁸⁵⁾という「個人主義」を前提としている。このように、既存の社会体制の枠組みを解体し、もっぱら利害関係を選ぶ主体としての個人の総体を「一般意志」としたのである。これにより、制度としての頂点である君主を否定する「共和制原理」が確立されたと言えよう。これを前提とする限り、個人ではなく制度としての共同体に重きをおく『共同利益について』を執筆したヴァイディヒが、果たして本来的に共和制国家を肯定する民主主義者であったと言えるだろうか。彼が民主主義者として政治活動に関わったことはこれまで挙げ

⁸⁵⁾ 広松涉他編『岩波 哲学・思想事典』 岩波書店 1998年85頁参照。

た資料から事実である。が、しかし、そこに至るにはいくつかの段階を経たと仮定する方が合理的に説明がつくのではないか。本稿は多くをT・M・マイヤーの研究に負っているが、この点において見解を異にするものである。

Liberal in taktischer Absicht
— Der *Revolutionär* Friedrich Ludwig Weidig —

Tomoya Kato

Die vorliegende Arbeit behandelt Weidigs politische Aktivitäten und zielt darauf, seinen politischen Standpunkt zu verdeutlichen. In Frage steht, ob er Republikaner oder Liberaler gewesen ist. Ich vertrete die Meinung, dass Weidig im Verlauf seines Lebens die liberale Stufe hinter sich gelassen und schließlich eine republikanische Position eingenommen hat. Dabei ist zu beachten, dass uns dieser Revolutionär nur sehr spärlich über seine politische Haltung informiert und man außerdem Aussagen über ihn nicht immer für bare Münze nehmen darf, sondern sie in ihrem jeweiligen Kontext betrachten muss.

Zu Beginn der Arbeit wird der Frage nachgegangen, warum Weidigs illegale Schrift *Leuchter und Beleuchter für Hessen oder der Hessen Nothwehr* in einem liberalen Ton gehalten ist. Am Anfang von F. Noellners *Actenmäßige(r) Darlegung* ist überliefert, wie energisch sich Weidig um die Herbeiführung eines Bauernaufstandes bemüht hat. Diese Darstellung rechtfertigt jedoch keinesfalls die Behauptung, dass er zu den Liberalen gehört habe; denn diese lehnten eine Stärkung des Bauernstandes großenteils ab. G. Jancke legt hingegen großen Wert auf die Aussage August Beckers, wonach Büchner gesagt habe, in der wahren Republik gebühre jedem eine Stimme, Weidig dies aber als Ermöglichung der „Pöbelherrschaft“ abgetan habe. Darauf basierend, behauptet Jancke, Weidig sei Liberaler gewesen. Aber nicht nur Weidig dachte so, sondern auch Büchner kritisiert nach einer anderen Stelle in ‚Beckers Zeugnis‘ die Herrschaft des Pöbels. Im Gegensatz zu Janckes Position ist dies also so zu verstehen, dass beide Vorbehalte gegen die Volkssouveränität hatten und sich auf diese Weise zu den Schwierigkeiten einer Revolution geäußert haben. In diesem Zusammenhang weist T. M. Mayer auf die Frage der unterschiedlichen Klasseinteressen der einzelnen Klassen hin und bezeichnet es als „merkwürdig“, dass Weidig die Interessen der Liberalen vertrat. Meiner Ansicht nach ist das überhaupt nicht merkwürdig, sondern vielmehr folgerichtig, falls man annehmen kann, dass Weidig eine Revolution in Etappen plante und letztendlich für die Einführung der republikanischen Staatsform eintrat.

Ein aussagekräftiges Dokument stützt die These von Weidigs republikanischer

Gesinnung. Nach seiner Versetzung nach Obergleen berichtete er in seiner Antrittspredigt vom 7. September 1834, man habe ihn angeklagt, er trete für die Einführung einer „nordamerikanischen Verfassung“ in Deutschland ein. Das Wort „nordamerikanisch“ kann man auch in ‚Beckers Zeugnis‘ finden, wo gerade eine solche republikanische Verfassung thematisiert wird. Das Wort „nordamerikanisch“ deutet m.E. an, dass Weidig tatsächlich Republikaner war.

Am 5. April 1834 wurde Weidig wegen politischer Aktivitäten aus dem Schuldienst entlassen. Er nutzte diese Zeit, in politisch-strategischer Absicht nach Süddeutschland zu reisen. Nach seiner Rückkehr berief er am 3. Juli 1834 in der Ruine der Badenburg bei Gießen eine Versammlung ein. Ein Zeitzeugnis informiert uns über den Zweck seiner vorangegangenen Reise in den Süden. Unterwegs habe man in Wiesbaden über den Plan debattiert, nicht nur im Großherzogtum Hessen, sondern auch in ganz Deutschland illegale politische Kampfschriften zu veröffentlichen, und dies dann auch beschlossen. Dieser Plan wurde mit großer Sorgfalt entworfen. Mit solchen Schriften wollte man die einfachen Leute, aber auch die Gebildeten und die v.a. nach Frankreich geflohenen Revolutionäre erreichen. Weidigs Ziel war es also, eine mehrere antifeudalistische Gruppierungen umfassende Interessengemeinschaft zu bilden. Da dies seine Strategie war, wollte er nicht nur mit den Republikanern, sondern auch mit den Liberalen gemeinsame Sache machen.

Wie ich denke, war Weidig ursprünglich kein echter Republikaner, sondern entwickelte er sich stufenweise zu einem solchen, indem sich seine politischen Prinzipien zunehmend schärfer profilierten. Als er sich noch mit dem *Leuchter* beschäftigte, beschränkte sich sein Publikum auf das gehobene Bürgertum, weil nach dem damaligen Wahlsystem im Großherzogtum Hessen nur von einer bestimmten Steuerhöhe an gewählt werden durfte. Aber die Studenten des Büchner-Kreises, die diesen Zustand nicht akzeptieren wollten, hielten an der Idee der Volksrevolution fest und tadelten Weidigs Einstellung. Kompromissbereit, wie er war, ging er auf ihre Vorstellungen ein, nicht zuletzt wegen der Kritik von Friedrich Sigmund Jucho, einem prominenten Juristen, der für die meist aus Handwerkern bestehende Vereinigung der „Union“ eintrat. Als dieser ihn dazu aufforderte, etwas über die „allgemeineren Interessen“ zu schreiben, radikalisierten sich Weidigs politische Ansichten. Diese Begebenheit im Jahre 1834 markiert den frühesten Zeitpunkt, von dem an Weidig eindeutig als ein Republikaner zu bezeichnen ist. Die „Union“ war im Übrigen eine Vereinigung, die sich aufgrund

ihres republikanischen Standpunktes nicht nur mit den Vertretern des Feudalismus, sondern auch mit den Liberalen, die eine konstitutionelle Monarchie unterstützten, verfeindet hatte. Die Parole dieser radikalen antiliberalen Fraktion hieß: „Es gibt keine Freiheit außer in einer echten Republik“. V.a. ihr Einfluß war es, der Weidig zum Republikaner werden ließ.

Im abschließenden Teil wird aufgrund dieser Ausführungen auf T. M. Mayers Ansicht über Weidigs politische Haltung Bezug genommen. Das Problem der Weidig-Forschung besteht allgemein darin, dass man je nach dem eigenen Ansatz zu recht unterschiedlichen Ergebnissen kommen kann. Betrachtet man z.B. nur, was in Weidigs Texten steht, dann ist kaum zu erkennen, dass er eindeutig für die Republik Partei bezog. Vor allem seine Predigt *Vom gemeinen Nutzen (1819)*, in der er im Rahmen seiner christlichen Ethik mehr Wert auf die Gemeinschaft als auf das Individuum legte, widerspricht offenkundig dem republikanischen Prinzip. Denn Rousseaus Begriff der *volonté générale*, von dem die damalige republikanische Theorie Gebrauch machte, setzt nichts anderes als den Individualismus voraus, nach dem die Legitimation des Einzelwillens zur Erhaltung des gesellschaftlichen Gesamtwillens notwendig sei. Dies kann man als das Prinzip bezeichnen, nach welchem in einem republikanischen System für einen dieses dominierenden Monarchen kein Platz ist. War Weidig, als er *Vom gemeinen Nutzen* schrieb, schon Republikaner? Aufgrund von dessen politischer Tätigkeit seit 1811 betrachtet ihn T. M. Mayer als einen „revolutionären Demokraten“. Aber m.E. kann man ihn erst ab 1834 *sicher* als einen solchen bezeichnen.